施策評価シート(平成25 年度の振り返り、総括)

作成日 平成26年 07月 07日

施策 No.	16	施策名	子育て支援の充実			
主管課名	児童家庭課	電話番号	0285-83-8034			
関係課名	市民課、健康増進課、三つ子の魂育成推進室、学校教育課、生涯学習課					

施策の対象	・子育てをしている市内の世帯(妊婦時期からを含む) ・市内在住の乳幼児・児童生徒								
対象指標名	単位	19年度実績	20 年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24 年度実績	25年度実績	26年度見込
乳幼児・児童数(12歳以下)	人				10,419	10,232	10,092	9,957	9,808
生徒数(13歳 - 15歳)	人				2,457	2,465	2,422	2,408	2,392
子育て世帯数 (12歳以下 の子のいる世帯)	世帯				6,562	6,391	6,254	6,159	6,030

施策の意図	2)	子育て世代	込身ともに仮 に子育てと 条の規定に	仕事の両立	を図る。 を図っても 歳に満たな	らう。 い者」をさ [·]	す 。		
成果指標設定の 考え方及び 指標の把握方法 (算定式など)	・児童の心身ともに健全な育成を図るため、家庭における適切な養育と、行政による子育 て支援策の充実・強化を進め、その成果については、毎年実施する市民意向調査で、子育てに 不安のある世帯の割合により、相対的な効果を把握する。 ・仕事と子育ての両立についても、両立できているかどうかの市民の意識を市民意向調査で把 握する。								
成果指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24 年度実績	05 /-	20
		l	ı				1 /2/	25年度実績	26年度 基本計画目標値
仕事と子育てが両立できて いる子育て世帯の割合	%				57.6	55.3			
仕事と子育てが両立できている子育て世帯の割合 子育てに不安がある世帯の割合	%				57.6 50.4			43.3	基本計画目標値
子育てに不安がある世帯	,,,					55.3	52.3	43.3	基本計画目標値 85.0
子育てに不安がある世帯	,,,					55.3	52.3	43.3	基本計画目標値 85.0
子育てに不安がある世帯	,,,					55.3	52.3	43.3	基本計画目標値 85.0
子育てに不安がある世帯	,,,					55.3	52.3	43.3	基本計画目標値 85.0
子育てに不安がある世帯	,,,					55.3	52.3	43.3	基本計画目標値 85.0

施策の成果向上に 向けての 住民と行政との

役割分担

- ・保護者は、子育ての第一義的な義務と責任を負う。
- ・市民は、お互い助け合って、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく機能を担う。 ・行政は、保護者や市民では対応できないケースへの支援、保育所等の子育て支援環境を提供 する役割を担う。
- ・企業は、仕事と子育ての両立ができるような就労環境を整備する役割を担う。

1. 施策の成果水準とその背景(近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること)

(1)施策成果の時系列比較(過去3年間の比較)

- ・市民意向調査では、成果指標である「仕事と子育てが両立できている子育て世帯の割合」 は、平成23年度:55.3%、平成24年度:52.3%、平成25年度:43.3%(前年度比9.0ポ イント)と減少傾向にある。さらに内容を見ると、両立できていると「とても感じて いる」が平成25年度は前年度比9.8ポイント減少し、「どちらかといえば感じている」 が同0.8ポイント増加している。
- ・「子育てに不安がある世帯の割合」は、平成23年度:45.0%、平成24年度:51.4%、 平成25年度46.4%と過去3年間は増減を繰り返している。さらに内容を見ると、毎年、 「教育・しつけ方」「経済的」「子供の将来」が上位にあり、その背景には、核家族化 の進行や不安定な社会・経済状況があると思料される。

(2) 近隣他市との比較

- ・市民意向(意識)調査などで、「子育て支援」に関する調査項目がある県内13市(小山市を 除く)の調査結果を見ると、「(子育て支援に)満足している・やや満足している」、 或いはこれと類似した回答の割合は平均で36.1%(何らかの不満がある割合は63.9%)
- ・本市の市民意向調査では、小学生以下の子どもがいる世帯のうち、仕事と子育てが両立で きていると「とても感じている・どちらかと言えば感じている」割合は43.3%、子育て に不安を「全く感じていない・どちらかと言えば感じていない」割合は29.4%であり 、13市平均と比べて平均的な水準であった。
- (3)住民期待水準との比較 【補足事項欄参照】

25 年度の 評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括

- ・総合福祉保健センター、子育て支援センター、子育てサロン(会場は公民館分館)、児童 家庭課、保育所(園)、児童館などにおいて保健師、助産師、栄養士、保育士、家庭相談員 などによる育児相談を実施した。
- ・家庭相談事業では、子育て相談のほかに児童虐待などの通報・相談も受付け、児童相談所 警察その他の関係機関と連携しながら迅速に対応した。
- ・母子保健事業として、すこやか赤ちゃん教室、両親学級などを開催した。 ・親子ふれあい事業でコアラちゃんクラブ(就学前親子子育て学級)を開設し、親子の体操 や野外活動を実施した。
- ・家庭教育推進のため、家庭教育学級を幼稚園、保育所(園)、小学校単位で41学級 開設し、自主活動や家庭教育通信の配布を実施した。
- ・放課後児童健全育成対策として、放課後に家庭で保育できない小学生の健全育成の場 である学童保育を17ヶ所で実施した。
- ・児童が就学に際して小学校での生活に円滑に適応できるよう、幼児教育に関わる幼稚 園・保育所(園)と小学校とが相互理解と協力のもと、保育・授業の相互参観と情報交 換を実施した。
- ・保護者の子育てと就労を支援するため、病気の回復期にある就学前の児童で、保護者が勤 務の都合などで家庭での保育ができない場合に、当該児童を一時的に預かる病後児保育事 業を実施した。
- ・市民誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の整備と、少子化対策・子育て支援策の 一端を担うことを目的として、胎児1人当たり30,000 円の出産準備手当(マタニティ手当)を支給し、出産までにかかる経済的負担の軽減を図った。
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減策として、0歳から中学校3年生までを対象としてこど も医療費助成を行い、3歳未満児までは現物給付、3歳以上は償還払いによって医療費自 己負担分を助成した。また、妊産婦の経済的負担の軽減策として、妊産婦医療費助成を 行った。

【以下、補足事項欄参照】

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・市民意向調査、子育て相談などで明らかになった子育て世代が抱えている「子どもの発育 状態」「育児・教育方法」「しつけ方」「子どもの将来」に対する不安や悩みの解消を図 るため、「三つ子の魂子育てプラン」(真岡市次世代育成支援対策行動計画)の後期計画(計 画期間:平成22年度から平成26年度まで)に基づき、身近な子育て相談窓口など、支援体 制の充実に努めるとともに、社会・経済状況に対する不安の軽減を図るため、引き続き各 種手当・助成金による支援に努める。
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、利用者の増加と子育て支援の充実のため、事業の更なる周知に努める。
- ・子育て支援センターの充実(1ヶ所増)を図る。
- ・前年度実施した「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」の分析結果を基に、平成27年度を始期とする、本市の子育て支援の施策を網羅した「真岡市次世代育成支援対策行動計画」と、主に就学前の子どもを対象とする「真岡市子ども・子育て支援事業計画」とを併せて、新たに「三つ子の魂子育てプラン」を策定し、子育て支援の施策を実施することとする。

25 年度の 評価結果

・一人ひとりの発達状態や食物アレルギーに対する細やかな対応を図るため、公立保育 所において自園調理を実施する。

補足事項

【1.施策の成果水準とその背景のうち(3)住民期待水準との比較の説明】

- ・市民意向調査で、「どのようなまちになったら良いと思いますか?」の問いに対して、「子育てにやさしいまち」が、平成23年度:19.9%(5位)、平成24年度:22.7%(5位)、平成25年度:20.5%(5位)であり、まちづくりで力を入れてほしい施策として、「子育て支援の推進」が、平成23年度:23.8%(4位)、平成24年度:25.3%(4位)平成25年度:24.2%(4位)であった。このように、「子育て支援の充実」に関連する項目・施策が毎年上位にあり、住民期待水準は高い傾向にある。
- ・このため、乳幼児を抱える保護者の外出支援のために平成23年9月に「赤ちゃんの駅」を設置(平成25年度末7ヶ所)し、また、子育て家庭のために「子育てマップ」を作成して平成24年4月から配布するとともに、同年7月からファミリー・サポート・センター事業を開始するなど、子育て支援の充実を図り、住民期待に応えるよう努めている。

【2.施策の成果実績に対してこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括の補足説明】

- ・保育所(園)では、2人以上同時入所している場合などの2人目以降の保育料の減免制度、また、幼稚園では、私立幼稚園就園奨励費補助金などによる保育料の減免制度により、それぞれ保護者の負担軽減を図った。
- ・企業においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、育児休業や休暇、就労時間の変更などで子育てを支援する行動計画を策定し、計画の公表と従業員への周知が義務付けられていることから、企業の意識付けを図るため、市内立地企業の加入する事業者団体に対して、本市の行動計画である三つ子の魂子育てプランの周知を行った。
- ・子育て環境をより良くするために、子育て支援センターや2歳児検診でのミニ講話、幼稚園や小学校の家庭 教育学級での講話、また、地域の集会でのふれあいや講話などで啓発活動を行った。
- ・「子育てマップ」に加え、乳幼児の保護者や「もおか魅力発見隊」の関係者を委員として、お出かけ情報誌 「パパップママップ」を作成し配布した。
- ・平成27年度から開始予定の「子ども・子育て新制度」へスムーズに移行するため、「真岡市子ども・子育て 会議」を平成25年8月に設置した。
- ・「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」を実施し、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握するとと もに、市民から出された子育て支援に対する意見、要望について分析し、課題把握に努めた。